

成田市空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会 会議概要

1. 日時

平成27年1月26日（月）

午前9時～9時30分

2. 開催場所

成田市役所6階 中会議室

3. 出席者

（審議員）：小泉会長・石井副会長・日置委員・比田井委員・岩館委員・越川委員

（事務局）：渋谷環境部長・岡田課長・西宮係長・青野主査・野村主事・田部主事

欠席者

（審議員）：木内委員・一色委員

4. 議題

（1）成田市の取り組みについて

（2）吸い殻のポイ捨て対策について

（3）その他

5. 会議の概要

議長：議題（1）成田市の取り組みについて、事務局の説明をお願いします。

クリーン推進課：成田市では環境美化について、大きく3つの取り組みを行っています。

1つ目は環境美化運動で、5月、8月、12月に基準日を設け、市内の自治会や団体などの協力を得て、散乱ごみの収集を行っているものです。昨年度は600団体・65,208人が参加しました。2つ目は駅前清掃美化事業で、JR成田駅周辺及び京成成田駅周辺の清掃活動をシルバー人材センターに委託しているものです。3つ目は駅前クリーン運動で、毎月21日に商工会、JAL、ANA、市職員を中心として駅周辺の清掃活動を行うものです。昨年度は1,837人が参加しました。全ての取り組みについて、かなり長期間継続して行っており、今後も継続していきたいと思っています。

議 長：何か質問などがありますか。ないようですので次に、議題（２）吸い殻のポイ捨て対策について、事務局の説明をお願いします。

クリーン推進課：本日視察を行う埼玉県川越市及びさいたま市の取り組みについて説明します。川越市では路上喫煙禁止区域を設け、区域内の喫煙に対し罰金を設けています。また、さいたま市ではごみのポイ捨て禁止区域を設け、川越市同様、区域内でのごみのポイ捨てに対し罰金を設けています。どちらの市もパトロールを行っていますが、条例の目的を罰金の徴収ではなく、マナーやモラルの向上と捉えており、罰金の適用となった例はありません。もし成田市でごみのポイ捨てを取り締まることになると、パトロールの委託先の決定、ポイ捨て禁止区域であることを示す看板や路面標示の設置、ごみを置く・捨てるの違いの規定など、様々な面で検討が必要になってくると思われます。

議 長：何か質問などがありますか。ないようですので、議題（３）その他について、事務局より何かありますか。

クリーン推進課：この後、埼玉県川越市及びさいたま市の視察を行いますので、参加される方につきましては、よろしく願いいたします。

議 長：以上をもちまして、平成26年度成田市空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会を終了させていただきます。皆様のご協力により、無事に審議が終了いたしました。ありがとうございました。

6. 傍聴者

なし